

平成 15 年 10 月 15 日

各 位

会 社 名 太平洋セメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 鮫島 章男  
(コード番号 5233)  
(東証第1部、福証)  
問合せ先 広報室長 井澤 邦夫  
(TEL 03-6226-9018)

### 2013年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

平成 15 年 10 月 15 日開催の当社取締役会において、2013 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

- |                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| 1. 社 債 の 名 称                        | 太平洋セメント株式会社 2013 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本社債」といい、本社債の一部をなす新株予約権のみを「本新株予約権」という）   |
| 2. 本 社 債 の 発 行 価 額                  | 今後開催予定の当社取締役会で決定する。<br>(各本社債額面金額 1,000,000 円)   |
| 3. 本 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額            | 今後開催予定の当社取締役会で決定する。   |
| 4. 払 込 期 日 及 び 発 行 日                | 2003 年 11 月 5 日（ロンドン時間。以下別段の表示がない限り同じ。）   |
| 5. 募 集 に 関 す る 要 項<br>(1) 募 集 の 方 法 | 幹事引受会社である Deutsche Bank AG London の総額買取引受による欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く）における募集。<br>なお、幹事引受会社には、2003 年 10 月 31 日（東京時間）までに当社に通知することにより本社債額面金額合計額 20 億円を上限として追加的に本社債を買取る権利を付与する。 |

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行なわれません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行なうか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行なうことはできません。米国において証券の募集が行なわれる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行なわれません。

- (2) 本 社 債 の  
発 行 価 格  
( 募 集 価 格 )
- 今後開催予定の当社取締役会で決定する。

## 6. 新株予約権に関する事項

- (1) 本 新 株 予 約 権  
の 目 的 的 株 式  
の 種 類 及 び 数
- 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記（3）記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。本新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
- (2) 発行する本新株  
予 約 権 の 総 数
- 10,000 個及び上記 5. (1) 記載の幹事引受会社の権利行使により追加的に発行される本社債の額面金額合計額を 1,000,000 円で除した個数並びに本社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替社債券に係る本社債額面金額合計額を 1,000,000 円で除した個数。
- (3) 本 新 株 予 約 権  
の 行 使 に 際 して  
払 込 を な  
す べ き 額
- 本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。  
本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額（以下「転換価額」という）は、今後開催予定の当社取締役会で決定する。
- (4) 本 新 株 予 約 権  
の 発 行 価 額  
及 び そ の 行 使  
に 際 して 払 込 を  
な す べ き 額 の  
算 定 理 由
- 今後開催予定の当社取締役会で決定する。
- (5) 本 新 株 予 約 権  
の 行 使 に よ り  
株 式 を 発 行  
す る 場 合 の  
株 式 の 発 行  
価 額 中 資 本 に  
組 入 れ る 額
- 転換価額（但し、下記（8）によって調整された場合は調整後の転換価額）に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行なわれません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行なうか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行なうことはできません。米国において証券の募集が行なわれる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行なわれません。

(6) 本新株予約権  
の行使期間

2003年11月19日から2013年10月22日まで

(7) その他の  
本新株予約権の  
行使の条件

当社が下記7、(4) 又は のいずれかにより本社債を繰上償還する場合、又は、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、償還日又は期限の利益喪失日以降本新株予約権を行使することはできないものとする。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(8) 転換価額  
の調整

転換価額は、本社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を交付する場合には、次の算定により調整される。なお、次の算定において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、普通株式に係る自己株式数を除く）をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの交付金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(9) 本新株予約権  
の消却事由及  
び消却の条件

消却事由は定めない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行なわれません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行なうか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行なうことはできません。米国において証券の募集が行なわれる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行なわれません。

- (10) 本新株予約権の期中行使があった場合の配当金の取扱い
- 本新株予約権の行使により交付する株式に関する利益配当金又は中間配当金（商法第293条の5による金銭の分配）は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間（9月30日及び3月31日に終了する各6か月の期間をいう。）の初めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

## 7. 社債に関する事項

- (1) 額面総額
- 100億円及び上記5.(1)記載の幹事引受会社の権利行使により追加的に発行される本社債の額面金額合計額並びに本社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替社債券に係る本社債額面金額の合計額
- (2) 本社債の利率
- 本社債には利息を付さない。
- (3) 満期償還
- 2013年11月5日（償還期限）に本社債額面金額100%で償還する。

- (4) 繰上償還
- クリーンアップコール条項による繰上償還
- (i) 2006年11月5日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20連続取引日（終値のない日を除く。）にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であった場合、当社は、本社債所持人に対して、当該20日連続取引日の末日から30日以内に、30日以上60日以内の事前の通知を行なった上で、本社債の全部（一部は不可）を本社債額面金額で繰上償還することができる。
- (ii) 当社は、受託会社及び本社債所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知（以下「償還オプション通知」という）を行なった上で、償還オプション通知記載の日（同日は除く）までに、本社債の全部（一部は不可）を本社債額面金額で繰上償還することができる。但し、かかる償還オプション通知がなされた日より前に、本社債額面金額の90%以上につき本新株予約権の行使、本社債の買入消却及び/又は本社債の償還が行われた場合に限る。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行なわれません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行なうか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行なうことはできません。米国において証券の募集が行なわれる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行なわれません。

#### 税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、本社債に関する支払に関し一定の特約に基づく追加金の支払の必要があることを受託会社に了解させ、かつ当社が利用できる合理的な手段によってもかかる義務を回避し得ない場合、当社は、いつでも、本社債所持人に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知を行なった上で本社債の全部（一部は不可）を本社債額面金額で繰上償還することができる。

#### 本社債所持人による株式交換・株式移転による繰上償還請求

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合、(i) 法律上可能であり、かつ、実務的に可能な場合、当社は、本新株予約権の行使の請求を行った本社債所持人が、かかる株式交換又は株式移転の効力発生の直前にかかる行使の請求を行ったとすれば受け取ることのできる種類及び数の当社の株式を有する当社の株主がかかる株式交換又は株式移転により受け取ることのできる種類及び数の完全親会社の株式並びにその他の有価証券及び資産にかかる行使の請求により受け取ることができるようにするため、完全親会社となる会社をして Deutsche Trustee Company Limited（以下「受託会社」という）が了解する補足信託証書を締結する最善の努力をし、(ii) 上記(i)の取扱いが法的又は実務的に可能でない場合、当社は、完全親会社となる会社をして、本社債所持人に対し、かかる株式交換又は株式移転の効力発生の直前に本新株予約権の行使の請求を行ったとすれば受け取るべき数の当社普通株式を有する当社株主がかかる株式交換又は株式移転により受け取ることのできる種類及び数の株式並びにその他の有価証券及び資産を行使によって受け取ることができる新株予約権を適用法上可能な範囲で付した本社債と同一条件の社債を本社債と交換する申出を行わせる最善の努力をするものとする。当社が最善の努力を尽くしたにもかかわらず、上記(ii)の方法での申出が本社債所持人に対してなされず、又は、当該申出はされたが承諾期日の最後までに全ての本社債所持人に受け入れられなかった場合、本社債所持人は、当該株式交換又は株式移転の効力発生日前に、申出がなされなかったか又は当該申出が受け入れられなかった残存する本社債を、本社債額面金額に対する下記の割合で表される償還金額で償還することを請求することができる。

2003 年 11 月 5 日から 2004 年 3 月 31 日まで	110%
2004 年 4 月 1 日から 2005 年 3 月 31 日まで	109%
2005 年 4 月 1 日から 2006 年 3 月 31 日まで	108%
2006 年 4 月 1 日から 2007 年 3 月 31 日まで	107%
2007 年 4 月 1 日から 2008 年 3 月 31 日まで	106%
2008 年 4 月 1 日から 2009 年 3 月 31 日まで	105%
2009 年 4 月 1 日から 2010 年 3 月 31 日まで	104%
2010 年 4 月 1 日から 2011 年 3 月 31 日まで	103%
2011 年 4 月 1 日から 2012 年 3 月 31 日まで	102%
2012 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日まで	101%
2013 年 4 月 1 日から 2013 年 11 月 5 日まで	100%

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行なわれません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行なうか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行なうことはできません。米国において証券の募集が行なわれる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行なわれません。

本社債所持人による一定期日における繰上償還請求

本社債所持人は、その選択により、30日以上60日以内の事前の通知をその保有する本社債券とともに支払代理人である Deutsche Bank AG London に預託することによって、当社に対し、2006年11月5日、又は2009年11月5日のいずれかにおいて、その保有する本社債を本社債額面金額で償還することを請求することができる。

- |                         |  |
|-------------------------|--|
| (5) 買 入 消 却             | 当社又は当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法によりいつでも本社債を買入れ、保有又は売却することができる。当社が本社債を買入れた場合、その選択により当該本社債を消却することができ、かかる消却と同時に、当社は当該本社債に係る本新株予約権につきその権利を放棄するものとする。また、当社の子会社が本社債を買入れた場合、当該子会社は当該本社債に係る本新株予約権とともにこれを放棄することができる。 |
| (6) 本 社 債 の 様 式         | 無記名式新株予約権付社債券  |
| (7) 本 社 債 の 担 保 又 は 保 証 | 該当なし   |
| (8) 財 務 上 の 特 約         | 担保設定制限が付される。   |
| (9) 取 得 格 付             | 該当なし   |
| 8. 上 場                  | 本社債をルクセンブルク証券取引所に上場する。   |
| 9. 代 用 払 込 に 関 する 事 項   | 本新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その本新株予約権が付された本社債の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとし、かつ本新株予約権が行使された際には、かかる請求がなされたものとみなす。   |

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行なわれません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行なうか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行なうことはできません。米国において証券の募集が行なわれる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行なわれません。

(ご参考)

## 1. 資金の使途

### (1) 今回調達資金の使途

手取金は、社債償還資金等に充当する予定であります。

### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

### (3) 業績に与える見通し

社債償還への充当により、金融収支の改善が期待できます。

## 2. 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、経営基盤とりわけ財務体質の強化を経営の優先課題として取り組み、将来的にも安定配当を継続していく考えであります。

一方、企業の業績向上と事業の拡大を図るための投資の源泉として、内部留保もまた不可欠であると考えており、加えて、昨今の厳しい経済・金融情勢下にあつて、これまで以上に自己資本の充実にも意を用いていく必要があると考えております。

### (2) 配当決定にあたっての考え方

配当決定にあたりましては、安定配当の維持を基本方針としつつ、経営環境や期間の業績等を勘案して適切な利益配分を行っていく所存であります。

### (3) 過去3決算期間の配当状況等

	平成13年3月期	平成14年3月期	平成15年3月期
1株あたり当期純利益又は 当期純損失( )	14.01 円	2.14 円	3.33 円
1株あたり年間配当金	5.50 円	5.50 円	2.50 円
実績配当性向	-	257.32 %	74.98 %
株主資本利益率	-	0.88 %	1.37 %
株主資本配当率	2.19 %	2.27 %	1.03 %

(注) 1. 平成13年3月期の実績配当性向については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

2. 株主資本利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。なお、平成13年3月期は当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

3. 株主資本配当率は、年間配当金額を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行なわれません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行なうか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行なうことはできません。米国において証券の募集が行なわれる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行なわれません。

### 3. その他

(1) 潜在株式による希薄情報等  
転換価額が未定のため、算出しておりません。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

エクイティ・ファイナンスの状況  
該当事項はありません。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成13年3月期	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期
始 値	175	249	199	169
高 値	257	363	261	256
安 値	152	145	123	158
終 値	247	200	171	243
株 価 収 益 率	- 倍	93.46 倍	51.35 倍	- 倍

(注) 1. 平成16年3月期の株価については、平成15年9月30日現在で表示しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株あたり当期純利益で除した数値であります。

以上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行なうか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行なうことはできません。米国において証券の募集が行なわれる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。